

令和4年5月10日

【会長声明】ロシアによるウクライナ侵攻について

兵庫県行政書士会
会長 大口 晋

この度のロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会における平和と安全を脅かし、社会秩序を破壊する行為に他ならず、国連憲章に違反するものです。武力行使により人権が抑圧され、恐怖と欠乏の中で多くの人々が生命の危機に置かれている現状を容認することはできません。ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求めるとともに、ウクライナの平和と人権が脅かされることの無い平穏な日常が一日も早く回復することを強く願います。

また、この侵攻において犠牲となられたすべての方々に哀悼の意を表します。

行政書士は、基本的人権を尊重し、国民の権利利益の実現に資することを目的として、許認可申請及び権利義務・事実証明に関する書類を作成し、その中でも外国人の入国・在留許可等に関しては、長年のサポート実績を積み重ねて、共生社会に寄与する活動に取り組んでいます。

そして、兵庫県行政書士会は、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の本旨としても、地方公共団体等との連携・協働により、ウクライナからの避難民及び日本在住のウクライナ国籍の方々の在留資格の申請手続支援等に取り組んでまいります。

以上

